

【表紙】

|            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                                |
| 【提出先】      | 中国財務局長                               |
| 【提出日】      | 2022年 3 月29日                         |
| 【会社名】      | タツモ株式会社                              |
| 【英訳名】      | TAZMO CO.,LTD.                       |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 池田 俊夫                        |
| 【本店の所在の場所】 | 岡山県岡山市北区芳賀5311                       |
| 【電話番号】     | 086-239-5000（代表）                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 専務取締役管理本部長 亀山 重夫                     |
| 【最寄りの連絡場所】 | 岡山県岡山市北区芳賀5311                       |
| 【電話番号】     | 086-239-5000（代表）                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 専務取締役管理本部長 亀山 重夫                     |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号） |

## 1【提出理由】

2022年3月25日開催の当社第50回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2022年3月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類 金銭といたします。

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金16円 総額216,104,816円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年3月28日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴う株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、また、取締役会の運営について、当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、池田俊夫、佐藤泰之、亀山重夫、曾根康博、多賀義明、吉國久雄を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、岡 友和、藤原準三、石井克典を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項  | 賛成(個)  | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|-------|--------|-------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 | 93,892 | 229   | -     | (注)1 | 可決 99.73       |
| 第2号議案 | 93,904 | 217   | -     | (注)2 | 可決 99.74       |
| 第3号議案 |        |       |       |      |                |
| 池田 俊夫 | 89,080 | 5,041 | -     | (注)3 | 可決 94.62       |
| 佐藤 泰之 | 90,903 | 3,218 | -     |      | 可決 96.56       |
| 亀山 重夫 | 90,887 | 3,234 | -     |      | 可決 96.54       |
| 曾根 康博 | 90,899 | 3,222 | -     |      | 可決 96.55       |
| 多賀 義明 | 90,892 | 3,229 | -     |      | 可決 96.54       |
| 吉國 久雄 | 90,896 | 3,225 | -     |      | 可決 96.55       |
| 第4号議案 |        |       |       |      |                |
| 岡 友和  | 88,489 | 5,632 | -     | (注)3 | 可決 93.99       |
| 藤原 準三 | 90,912 | 3,209 | -     |      | 可決 96.57       |
| 石井 克典 | 90,943 | 3,178 | -     |      | 可決 96.60       |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

- ３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(４) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上